第1章

益城町都市計画マスタープランについて

1．都市計画マスタープランとは　1-1
2．都市計画マスタープランの役割　1-1
3．益城町都市計画マスタープランの対象範囲と目標年次　1-1
4．益城町都市計画マスタープランの位置づけ　1-2
5．益城町都市計画マスタープランの構成　1-2

１．都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づいて定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。都市計画区域内を基本として、都市として発展していくための課題に対応し、益城町のあるべき姿と、その実現に向けた益城町のまちづくりの方針を示す計画です。

◆都市計画法
（市町村の都市計画に関する基本的な方針）
第18条の2　市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
2　市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
3　市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
4　市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

２．都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランでは、おおむね20年後の益城町のあるべき姿を見通し、都市計画の目標や新しい時代の町民生活を実現していくための方針を示します。

都市計画法に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」	都市計画区域内を基本として、都市として発展していくための課題に対応し、益城町のあるべき姿と、その実現に向けた益城町のまちづくりの方針を定めるものです。
おおむね 20 年後を見通して策定	長期的な視点から将来のまちの姿を見通した方針とするため、目標年次をおおむね 20 年後に設定します。
都市計画の目標や、新しい時代の町民生活を実現していくための方針を示す	現況分析に基づいた課題を抽出して、今後のまちの目指すべき将来像を構築し、都市計画の目標や新しい時代に対応した町民生活を実現していくためのまちづくりの方針を示します。

３．益城町都市計画マスタープランの対象範囲と目標年次

本町は、熊本都市計画区域に属しており、町全域が都市計画区域となっています。
都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を定めるものであることから、原則的に都市計画区域を対象範囲とされているため、本町においては、町全域を対象範囲に設定します。
益城町都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後を見据えることとし、令和 22 年（2040 年）を目標年次として設定します。
なお、社会経済情勢や環境の変化、町民意識の変化、まちづくりの進捗状況などに的確に対応していくため、必要に応じて見直しを図ります。

4．益城町都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、第6次益城町総合計画、熊本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの上位計画に即して定めます。また、町民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、関係機関との調整・連携を図りながら定めます。

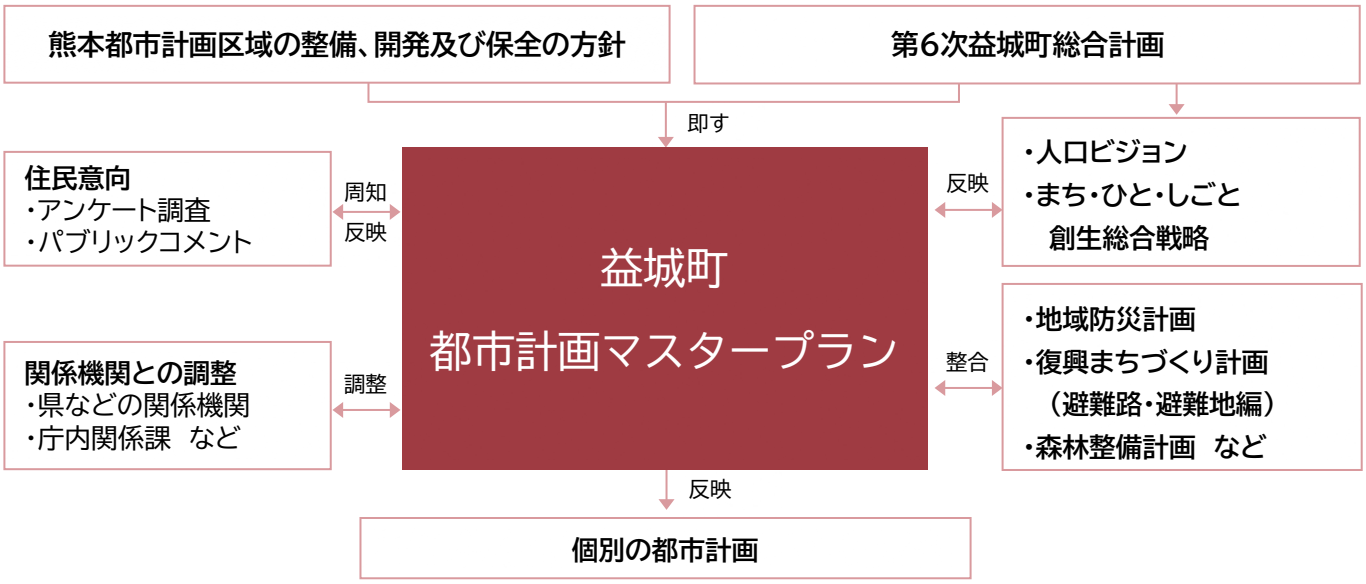

5．益城町都市計画マスタープランの構成

本計画の構成は以下の通りとします。

1．益城町都市計画マスタープランについて
○都市計画マスタープランとは　○役割　○対象範囲と目標年次　○位置づけ　○構成

2．益城町が抱える課題と都市づくりの目標
○町の概要　○地域特性などからの課題　○都市づくりの課題
○将来人口の推計　○都市づくりの理念と目標

3．将来都市構造
○拠点形成の考え方　○連携軸の考え方　○土地利用の考え方　○将来都市構造

4．全体構想：部門別方針
○部門別方針
（土地利用、市街地整備、道路・交通体系、公園・緑地、その他都市施設、景観形成、都市防災、都市環境形成）

5．地区別構想
○地区区分の考え方
○地区別構想
（木山地区、広安地区、飯野地区、福田地区、津森地区、中心市街地地区）

6．実現化方策
○都市づくりの取組方針　○協働まちづくりの仕組みづくり　○進行管理と継続的な見直し